

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>貸金業法施行規則</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)</p> <p>第十一条に規定する内閣府令で定めるものは、電子的方式、磁气的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとする。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第一条の二 法第十二条第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 承諾又は申出を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p>	<p>貸金業の規制等に関する法律施行規則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

一 貸金業の規制等に関する法律施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2) 前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 前項第一号に定める方法にあつては、承諾又は申出を受ける者が承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

二 前項第二号に定める方法にあつては、受信者がファイルへの記録を出力すること(当該記録を他の電子計算機に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。)により書面を作成できるものであること。

三 前項第二号イに掲げる方法のうち受信者の電子計算機として携帯電話又はPHSを用いるものにあつては、送信した日又は閲覧に供した日から三月間、受信者の請求により、送信者が電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付を行うものであること。

3 第一項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(定義)

第一条の三 この府令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(貸金業法施行令に係る電磁的方法)

第一条の四 貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号。以下「令」という。)(第三条の二から第三条の五までの規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第一条の二第一項第二号に定める方法のうち貸金業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(登録の申請)

第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登

(新設)

(新設)

(登録の申請)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)(第二条第一項の規定による金融庁長官の登録を

録申請書（次項において「登録申請書」という。）に、同条第二項の規定による添付書類（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2・3（略）

4 前項に規定する「代理店」とは、貸金業者の委任を受けて、当該貸金業者のために貸付けに関する業務の全部又は一部を代理した者が、当該業務を営む施設又は設備（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関の営業所又は事務所（現金自動設備に限る。）を除く。）をいう。

5（略）

（電子情報処理組織による登録の更新の申請の場合の納付方法）

第一条の六 令 第二条第二項ただし書の規定により、現金をもつて手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第三条第

受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書（次項において「登録申請書」という。）に、同条第二項の規定による添付書類（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2・3（略）

4 前項に規定する「代理店」とは、貸金業者の委任を受けて、当該貸金業者のために貸付けに関する業務の全部又は一部を代理した者が、当該業務を営む施設又は設備をいう。

5（略）

（電子情報処理組織による登録の更新の申請の場合の納付方法）

第一条の二 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号。以下「令」という。）第二条第二項ただし書の規定により、現金をもつて手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）

一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請により得られた納付情報により行うものとする。

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第二条 法第四条第一項第二号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該法人の総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)をいう。以下同じ。)の百分の二十五を超える議決権に係る株式又は出資(以下「株式等」という。)を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している個人

二 当該法人の親会社(会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。)の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している個人

三 当該法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三第一項第一号、第五条の四第一項第一号、第八条

第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請により得られた納付情報により行うものとする。

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第二条 法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該法人の総株主等の議決権(令第四条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の二十五を超える議決権(同号に規定する議決権をいう。以下同じ。)に係る株式又は出資(以下「株式等」という。)を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している個人

二 当該法人の親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。)の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している個人

三 当該法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三第一項第一号及び第八条第二号口において同じ。)

第二号口及び第二十六条の二十九第三項第一号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 (略)

(登録に当たり審査の対象等となる使用人)

第三条 令第三条及び第三条の七第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 主たる営業所等(第一条の五第五項に規定する主たる営業所等をいう。以下同じ。)においては、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、貸付け、債権の回収及び管理その他資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者

三 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 (略)

(登録に当たり審査の対象等となる使用人)

第三条 令第三条及び第三条の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 主たる営業所等(第一条第五項に規定する主たる営業所等をいう。以下同じ。)においては、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、貸付け、債権の回収及び管理その他資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者

三 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。以下この項において同じ。）、令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第十二条の三第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

二・三（略）

四 法人である場合において、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号並びに第二十六条の三十を除き、以下同じ。）が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

五 法人である場合においては、定款又は寄附行為（人格のない社団又は財団の場合においては、定款又は寄附行為に準ずるもの。以下同じ。）及び登記事項証明書並びに別紙様式第三号により作成した株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

六 代理店（第一条の五第四項に規定する代理店をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該代理店に係る代理店契約書又はこれに代わる書面

七・十（略）

十一 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。以下この項において同じ。）、令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第二十四条の七第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

二・三（略）

四 法人である場合において、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。以下同じ。）が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

五 法人である場合においては、定款又は寄附行為（人格のない社団又は財団の場合においては、定款又は寄附行為に準ずるもの）及び登記事項証明書並びに別紙様式第三号により作成した株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

六 代理店（第一条第四項に規定する代理店をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該代理店に係る代理店契約書又はこれに代わる書面

七・十（略）

十一 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主

任者研修（法第十二条の三第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第十条の八第二項の書面の写し

十二 貸金業の業務に関する社内規則（貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則であつて貸金業者が作成するものをいう。以下同じ。）

十三 貸金業の業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ことの貸付けの業務の経験者（営業所等）に在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）各一人の業務経歴書

（登録の実施）

第四条の二（略）

2 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の三により作成した登録済通知書により行うものとする。

（登録の拒否の通知）

第四条の三 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の四により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

任者研修（法第二十四条の七第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第二十六条の二十六第二項の書面の写し

（新設）

（新設）

（登録の実施）

第四条の二（略）

2 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の二により作成した登録済通知書により行うものとする。

（登録の拒否の通知）

第四条の三 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の三により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

2 都道府県知事は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の五により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

第五条の二 法第六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第二十四条の六の四第一項各号又は第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者(解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。)(で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 (略)

三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員(同項に規定する役員をいう。次号において同じ。)(でその処分を受けた日から五年を経過しない者

四 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員~~の~~解任を命ずる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に退任した当該命令により解任されるべきとされた者(退任について相当の理由がある者を除く。)(で当該退任の日から五年を

2 都道府県知事は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号の四により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

第五条の二 法第六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第三十七条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者(解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。)(で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 (略)

(新設)

(新設)

経過しない者

(登録の拒否の審査)

第五条の四 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三
条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十
五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備さ
れていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当
該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するも
のとする。

一 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること（申請者が
法人である場合に限る。）。

二 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に三年以上従事した
経験を有する者があること（申請者が個人である場合にあつては、
申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者である
こと。）。

三 営業所等（自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸
付けに関する業務を行うものを除く。）ごとに貸付けの業務に一年
以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍して
いること。

四 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資す
るため十分な社内規則を定めていること。

2| 前項第四号の社内規則は貸金業の業務に関する責任体制を明確化
する規定を含むものでなければならない。

(新設)

(登録換えの申請)

第六条 (略)

2 管轄財務局長又は都道府県知事は、前項の申請に係る登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、別紙様式第四号の六により作成した登録換通知書により、従前の登録をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に通知するものとする。

(個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等)

第十条の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

第十条の三 貸金業者は、信用情報に関する機関(資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。第十三条において同じ。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(登録換えの申請)

第六条 (略)

2 管轄財務局長又は都道府県知事は、前項の申請に係る登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、別紙様式第四号の五により作成した登録換通知書により、従前の登録をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(特別の非公開情報の取扱い)

第十条の四 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)(を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十条の五 貸金業者は、貸金業の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)(における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止す

(新設)

(新設)

るための措置

五 貸金業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る資金需要者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(社内規則等)

第十条の六 貸金業者は、その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業者に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(貸金業務取扱主任者の選任)

第十条の七 貸金業者は、法第十二条の三第一項の規定により貸金業務取扱主任者を選任するときは、既に他の営業所等の貸金業務取扱主任者として選任している者を選任することができない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店に係る貸金業務取扱主任者の選任にあ

(新設)

(新設)

つては、この限りでない。

(貸金業務取扱主任者研修の受講)

第十条の八 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、利息制限法(昭和二十九年法律第百号)、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項

二 貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、前号に規定する法令の規定を遵守させ、その業務を適正に実施するための管理体制の整備に関する事項

2| 都道府県知事(法第十二条の三第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者)は、貸金業務取扱主任者研修を受講した者にはその旨を証する書面を、その者に貸金業務取扱主任者研修を受けさせた貸金業者にはその書面の写しを交付するものとする。

3| 前項の書面には、当該書面ごとに番号を付すとともに、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸金業務取扱主任者研修を受講した者の氏名及び生年月日

二 貸金業務取扱主任者研修を受講した年月日

(新設)

三 貸金業務取扱主任者研修を実施した者の名称

4 法第十二条の三第六項に規定する内閣府令で定める期間は、三年間とする。

5 貸金業者は、法第十二条の三第八項の規定により届出をしようとするときは、別紙様式第六号の二により作成した研修受講届出書に、第二項の書面の写し一通を添付して、その登録を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(指定の申請)

第十条の八の二 法第十二条の三第十項の指定を受けようとする者は、別紙様式第六号の三により作成した指定申請書に、その者が行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(指定の基準)

第十条の八の三 法第十二条の三第十項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の営利を目的としない団体であること。

二 第十条の八の五の規定により指定を取り消されたことのある団体である場合にあっては、その取消の日から五年を経過していない。

(新設)

(新設)

三 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者であること。

四 行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の内容が適切であるものと認められること。

(変更の届出)

第十条の八の四 法第十二条の三十項の指定を受けた者は、第十条の八の二の規定により提出した指定申請書及び貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならぬ。

(指定の取消)

第十条の八の五 金融庁長官は、法第十二条の三十項の指定を受けた者が第十条の八の三各号(第二号を除く。)のいずれかに適合しなくなつた場合又は前条の規定による届出をしなかつた場合には、その指定を取り消すことができる。

(貸金業務取扱主任者研修の実施結果の報告)

第十条の八の六 都道府県知事(法第十二条の三十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者)以下この条において「指定を受けた者」という。()は、貸金業務取扱主任者研

(新設)

(新設)

(新設)

修を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、金融庁長官（指定を受けた者が実施したときは、金融庁長官及びその者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせた都道府県知事）に提出しなければならない。

一 実施年月日

二 実施場所

三 受講者数

四 第十条の八第二項の規定により交付する書面の交付年月日

五 前各号に掲げるもののほか、指定を受けた者にあつては、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせた都道府県知事が定める事項

2| 前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日及び第十条の八第二項の規定により交付する書面の番号を記載した受講者一覧表を添付しなければならない。

3| 前項の受講者一覧表に記載される事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの添付をもつて前項の受講者一覧表の添付に代えることができる。

（証明書の様式等）

第十条の九 法第十二条の四に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がは

（証明書の様式等）

第十条の二 法第十三条の二に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がは

り付けられたものとする。

一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合（次号に該当する場合を除く。）

イ・ロ（略）

ハ 証明書の番号

二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合（貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。）

イ・二（略）

ホ 証明書の番号

2 法第十二条の四に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務を含まないものとする。

3（略）

（生命保険契約の締結に係る制限）

第十条の十 法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 住宅（居住の用に供する建物）その一部を事業の用に供するものを含む。（をいう。以下この号において同じ。）の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約

り付けられたものとする。

一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合（次号に該当する場合を除く。）

イ・ロ（略）

（新設）

二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合（貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。）

イ・二（略）

（新設）

2 法第十三条の二に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者である顧客又は保証人（これらにならうとする者を含む。）と対面することなく行う業務を含まないものとする。

3（略）

（新設）

二 自ら又は他の者により前号の貸付けが行われることが予定されている場合において、当該貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

(貸付条件の揭示)

第十一条 (略)

2| 法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。

3| 5| (略)

(貸付条件の広告等)

第十二条 (削る)

法第十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付け(手形の割引及び売渡担保を除く。) 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 前条第三項第一号イ及びロに掲げる事項

(貸付条件の揭示)

第十一条 (略)

(新設)

2| 4| (略)

(貸付条件の広告等)

第十二条 法第十五条第一項第二号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。

2| 法第十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付け(手形の割引及び売渡担保を除く。) 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 前条第二項第一号イ及びロに掲げる事項

二・三 (略)

2| 前条第四項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。この場合において、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。

3| 6| (略)

(保証契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)

次に掲げる事項

イ 保証契約の種類及び効力(極度額の説明を含む。)

ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額

ハ 保証債務の極度額(貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む。以下同じ。)(その他の保証人が負担する債務の範囲)

ニ 貸付けに係る契約の契約年月日

ホ 貸付けに係る契約の貸付けの金額

ヘ 貸付けに係る契約の貸付けの利率

ト 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式

二・三 (略)

3| 前条第三項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。この場合において、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。

4| 7| (略)

(新設)

- チ 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数（極度方式保証契約にあつては、記載することを要しない。）
- リ 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- ヌ 主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- ル 貸付けに係る契約の利息の計算の方法
- ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額（極度方式保証契約にあつては、貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額の設定の方式）
- ワ 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
- キ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳（元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）
- ク 法第十六条の二第二項第二号に掲げる保証期間の定めがないときは、その旨
- 二 手形の割引の契約 次に掲げる事項
 - イ 前号イ及びロに掲げる事項
 - ロ 前号ハに掲げる事項

-
- ハ 前号ニからりまで、ル及びワからタまでに掲げる事項
 - ニ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
 - ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項
 - 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
 - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
 - ロ 第一号ハに掲げる事項
 - ハ 第一号ニからタまでに掲げる事項
 - ニ 買戻しに関する事項
 - ホ 売渡目的物の内容
 - 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
 - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
 - ロ 第一号ハに掲げる事項
 - ハ 第一号ニからりまで及びヲからタまでに掲げる事項
 - ニ 媒介手数料の計算の方法及びその金額
 - 2| 法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、民法第四百五十四条の規定の趣旨とする。
 - 3| 法第十六条の二第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 保証契約に基づく債務の弁済の方式
 - 二 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
 - 三 貸金業者の登録番号
 - 四 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所
-

- 五 貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容
 - 六 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項
 - 七 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所
 - 八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
 - 九 貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
 - 十 貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日
 - 十一 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨
 - 十二 貸付けに係る契約（手形の割引の契約及び売渡担保の契約を除く。）の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨
- 4| 法第十六条の二第一項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となろうとする者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。
- 一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに第一項第一号イから八まで、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項

- 二 当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。） 法第十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに第一項第一号（イ及びロを除く。）（）、第二号（イを除く。）（）、第三号（イを除く。）（）及び第四号（イを除く。）（）並びに前項各号に掲げる事項
- 5 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（生命保険契約に係る同意前の書面の交付）

第十二条の三 法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 貸金業者に支払われる保険金が貸付けの契約の相手方の債務の弁済に充てられるときは、その旨
- 二 死亡以外の保険金の支払事由
- 三 保険金が支払われない事由
- 四 貸金業者に支払われる保険金額に関する事項
- 五 保障が継続する期間に関する事項

（契約締結時の書面の交付）

第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

（新設）

（貸付けに係る契約についての書面の交付）

第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ 貸金業者の登録番号（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。）

ハ 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面（極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面に限り、極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。）の内容

二（略）

ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するときは、その旨及びその内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

ヘ 利息の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
次に掲げる事項

イ 貸金業者の登録番号

ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

ハ 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容

二（略）

ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容

ヘ 利息の計算の方法

記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ト 返済の方法及び返済を受ける場所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。）

チ 各回の返済期日及び返済金額（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、次回の返済期日及び返済金額をもつて代えることができる。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る将来の各回の返済期日及び返済金額を、当該契約の次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。）

リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第

ト 返済の方法及び返済を受ける場所

チ 各回の返済期日及び返済金額

リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容

二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、物的担保を供させている旨をもつて代えることができる。）

ヲ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、

又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容

ヲ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、

名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合には、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、保証人を立てている旨をもつて代えることができる。）

ワ 当該契約が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十二号）附則第十四項に規定する電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和三十三年郵政省令第十八号）第十三条に規定する受付番号をいう。次項において同じ。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは、記載を省略することができる。）

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契

名称又は氏名及び住所

ワ 当該契約が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十二号）附則第十四項に規定する電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和三十三年郵政省令第十八号）第十三条に規定する受付番号をいう。）

カ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契

約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。)及び当該貸付けの契約を特定し得る事項(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができ、極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が同項に定める利息の制限額を超えるものを締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨又はその旨を示す文字をもつて代えることができる。)

ヨ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨

二 (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 買戻しに関する事項(極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又

約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。)及び当該貸付けの契約を特定し得る事項

(新設)

二 (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 買戻しに関する事項

は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

八 売渡目的物の内容（極度方式貸付けに係る契約にあつては、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている売渡目的物については、記載を省略することができる。）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで、チからヲまで及びヨに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

2 法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）
 - 次に掲げる事項
 - イ 貸金業者の登録番号
 - ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
 - ハ 極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容
 - ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
 - ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関

八 売渡目的物の内容

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イから八まで及びチからヲまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

2 第十一条第三項の規定は、貸金業者が法第十七条第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

-
- する機関に登録するときは、その旨及びその内容
- ヘ 利息の計算の方法
- ト 返済の方法及び返済を受ける場所
- チ 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式
- リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- ヌ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)
- ル 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
- ロ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所
- リ 当該契約が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第十四項に規定する電話担保金融に係る契約であるときは、その旨及び当該電話担保金融に関し設定された質権の登録の受付番号
- ロ 貸付けに係る契約の貸付けの利率が利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払義務を負わない旨
- ハ 法第十七条第一項の規定により交付する書面(同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面)又は同条第六項で規定する内閣府令で
-

定める書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号イからハまで、へ及びリからヲまでに掲げる事項

ロ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

ハ 法第十七条第一項の規定により交付する書面（同条第五項の規定により保証人に交付する場合にあつては、同条第四項の規定により交付する書面）又は同条第六項で規定する内閣府令で定める書面に記載する返済期間又は返済回数、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで及びヨに掲げる事項

ロ 買戻しに関する事項

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで、カ及びヨに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

3 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第十六条の二第一項各号に掲げる事項

二 保証契約の契約年月日

（新設）

4| 貸金業者は、法第十七条第四項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上あるときは、当該契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

5| 貸金業者は、法第十七条第四項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合においては、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結することに、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。

(新設)

6| 貸金業者は、法第十七条第五項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項について当該極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を保証人に交付する場合において、保証の対象となる極度方式基本契約が二以上あるときは、当該極度方式基本契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

7| 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十七条第一項から第五項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(新設)

8| 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について当該各号に定める事項(一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号八からりまで及びビルからネまでに

(新設)

掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同号ロ及びハに掲げる事項、第三号イに掲げる事項（第一号ハからリまで、ルからワまで及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）、同号ロ及びハに掲げる事項並びに第四号イに掲げる事項（第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）、及び同号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ナからウまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項（第一号ナからウまでに掲げる事項に限る。）、第三号イに掲げる事項（第一号ナからウまでに掲げる事項に限る。）、及び第四号イに掲げる事項（第一号ナからムまでに掲げる事項に限る。）、を除く。）、を記載した書面とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）

次に掲げる事項

イ 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 極度方式基本契約の契約年月日

ハ 極度方式基本契約の極度額

ニ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの契約の契約年月日

ホ 一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額）

ヘ 貸付けの利率

ト 返済の方式

- ナ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数（それぞれの極度方式貸付けに係る契約の返済期間及び返済回数の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務（同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務）の将来の返済期間及び返済回数を記載することができる。）
- ニ 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- ノ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所（当該契約の契約番号その他をもつて代えることができる。）
- ル 極度方式貸付けに関し貸金業者が受け取る書面（極度方式基本契約に関し貸金業者が受け取る書面を除く。）の内容
- ロ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
- リ 利息の計算の方法（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）
- レ 返済の方法及び返済を受ける場所（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているときは、記載を省略することができる。）
- ロ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額（当該契約と同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同

種の他の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、締結した極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る将来の各回の返済期日及び返済金額を、当該契約の次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務に係る次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。）

(それぞれの極度方式貸付けに係る契約の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額の記載に代えて、一定期間の最後の日における残存する債務(同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務)の将来の各回の返済期日及び返済金額又は次回の返済期日及び返済金額を記載することができる。)

タ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容(法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。)

レ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。)

ロ 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当

該担保の内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている物的担保については、記載を省略することができる。）

ツ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の商号、名称又は氏名及び住所（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている保証人については、記載を省略することができる。）

ネ 一定期間に締結したそれぞれの極度方式貸付けに係る契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項（極度方式貸付けに係る契約を締結する場合において、当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の極度方式貸付けに係る契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、記載を省略することができる。）

ナ 一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額）（当該弁済に係る貸付けが複数あるときは、弁済に係る貸付けの金額に代えて、最後の貸付けに係る貸付けの金額とその時点において残存する当該貸付けと同一の極度方式基本契約に基づく他の返済の条件が同種の極度方式貸付けの債務の合計額を記載することができ

る。)

ラ 一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る受領金額(当該書面の交付を受ける者以外の者が債務の弁済をした場合には、その受領金額及びその旨)及び利息、賠償額の予定に基づく賠償金若しくは元本への充当額

ム 一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る受領年月日

ウ 一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る弁済後の残存債務の額(当該弁済に係る極度方式貸付けに係る契約と同一の極度方式基本契約に基づく他の返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が残存するときは、弁済後の残存債務の額の記載に代えて、残存する債務と合わせた債務の額を記載することができ。)(それぞれの弁済に係る弁済後の残存債務の額の記載に代えて、一定期間の最後の日における同一の極度方式基本契約に基づく残存する債務(同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種の極度方式貸付けに係る契約の債務が複数残存するときは、合わせた債務)の額を記載することができる。)

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

イ 前号に定める事項(同号ラ、カ、ヨ及びネに掲げる事項を除く。)

ロ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期

ハ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事項

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号に定める事項（同号カ及びネに掲げる事項を除く。）
- ロ 買戻しに関する事項（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）
- ハ 売渡目的物の内容（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されている売渡目的物については、記載を省略することができる。）
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
- イ 第一号に定める事項（同号ヲからカまで、ネ及びウに掲げる事項を除く。）
- ロ 媒介手数料の計算の方法（法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）及びその金額
- 9| 前項の書面は、一定期間において貸付けに係る契約を締結したとき又は弁済を受領したときに、当該一定期間について当該一定期間の最後の日から一月以内に交付する（電磁的方法により提供する場
合にあつては、送信し、閲覧に供し、又は交付する）ものとする。
- 10| 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第八項の書面を作成する場
合について準用する。

（新設）

（新設）

（保証契約についての書面の交付）

第十四条 法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項

イ 保証契約の種類及び効力（極度額の説明を含む。）

ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額

ハ 保証債務の極度額（貸付けに係る契約の元本の極度額を定めて貸付けに係る契約の保証契約を締結しようとするときは、その旨の記載を含む。以下同じ。）その他の保証人が負担する債務の範囲

ニ 貸付けに係る契約の契約年月日

ホ 貸付けに係る契約の貸付けの金額

ヘ 貸付けに係る契約の貸付けの利率

ト 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式

チ 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数

リ 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

又 主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ル 貸付けに係る契約の利息の計算の方法

ロ 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済金額

-
- ワ 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済
ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
- カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、
その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率
を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
- ク 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳（元本、
利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠
償額の別をいう。）
- ク 法第十七条第二項第二号に掲げる保証期間の定めがないとき
は、その旨
- ニ 手形の割引の契約 次に掲げる事項
- イ 前号イ及びロに掲げる事項
- ロ 前号ハに掲げる事項
- ハ 前号ニからリまで、ル及びワからタまでに掲げる事項
- ニ 割り引いた手形の手形番号、手形金額及び満期
- ホ 割引に関し貸金業者の受ける割引料その他の金銭に関する事
項
- 三 売渡担保の契約 次に掲げる事項
- イ 第一号イ及びロに掲げる事項
- ロ 第一号ハに掲げる事項
- ハ 第一号ニからタまでに掲げる事項
- ニ 買戻しに関する事項
- ホ 売渡目的物の内容
-

-
- 四 金銭の貸借の媒介の契約 次に掲げる事項
 - イ 第一号イ及びロに掲げる事項
 - ロ 第一号八に掲げる事項
 - ハ 第一号二からリまで及びヲからタまでに掲げる事項
 - ニ 媒介手数料の計算の方法及びその金額
 - 2| 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 保証契約に基づく債務の弁済の方式
 - 二 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
 - 三 貸金業者の登録番号
 - 四 主たる債務者及び保証人の商号、名称又は氏名及び住所
 - 五 貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容
 - 六 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項
 - 七 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所
 - 八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）
 - 九 貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容
 - 十 貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日
 - 十一 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨
-

- 3| 法第十七条第二項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となる者とする者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。
- 一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十七条第一項第一号から第三号まで及び第六号、第一項第一号イから八まで、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ及びロ、同項第四号イ及びロ並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項
- 二 当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならない。） 法第十七条第二項第一号から第三号まで、同項第五号並びに第一項第一号（同号イ及びロを除く。）、第二号（同号イを除く。）、第三号（同号イを除く。）及び第四号（同号イを除く。）並びに前項各号に掲げる事項
- 4| 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 法第十七条第二項各号に掲げる事項
- 二 保証契約の契約年月日
- 5| 貸金業者は、法第十七条第四項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付する場合において、保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上あるときは、当該契約ごとに当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(受取証書の交付)

第十五条 (略)

2 (略)

3| 第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係る第十三条第八項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について当該各号に定める事項(一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては同項第一号八からリまで及びルからネまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項(同項第一号八からリまで、ル、ワ及びビタからツまでに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項、同項第三号イに掲げる事項(同項第一号八からリまで、ルからワまで及びヨからツまでに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項(同項第一号八からリまで、ル及びヨからツまでに掲げ

6| 貸金業者は、法第十七条第四項後段の規定により、同条第一項各

号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付する場合には、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結することに、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。

7| 第十一条第三項の規定は、貸金業者が法第十七条第二項から第四項までの規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受取証書の交付)

第十五条 (略)

2 (略)

(新設)

る事項に限る。()及び同号口に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ナからウまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項(同項第一号ナからウまでに掲げる事項に限る。)、同項第三号イに掲げる事項(同項第一号ナからウまでに掲げる事項に限る。)及び同項第四号イに掲げる事項(同項第一号ナから△までに掲げる事項に限る。)を除く。)を記載した書面とする。

4| 前項の書面は、一定期間において貸付けに係る契約を締結したとき又は弁済を受領したときに、当該一定期間について当該一定期間の最後の日から一月以内に交付する(電磁的方法により提供する場合にあつては、送信し、閲覧に供し、又は交付する)ものとする。

5| 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第三項の書面を作成する場合について準用する。

(帳簿の備付け)

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項第四号から第七号まで及び第九号に掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びヨ(手形の割引及び売渡担保にあつてはイに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ及びヨに限る。)に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

二 法第十七条第二項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる事項(第十三条第二項第一号イ、ホ、ト、カ及びヨ(手形の割引に

(新設)

(新設)

(帳簿の備付け)

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項第四号から第七号まで及び第九号に掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ及びト(手形の割引及び売渡担保並びにこれらの媒介にあつては、イに限る。)に掲げる事項を除く。)

(新設)

あつてはイに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ及びヨに限る。(並びに第二号八に掲げる事項を除く。)

三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十条第三項に掲げる事項(第十二条の二第三項第七号及び第十二号に掲げる事項を除く。)

四、六 (略)

七 貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録

八 (略)

2 第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。

3 貸金業者は、法第十九条の帳簿を作成するときは、当該帳簿を保存すべき営業所等ごとに次の各号に掲げる書面の写しを保存することをもち、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。

一 (略)

二 法第十七条第二項の規定により交付すべき書面 第一項第二号に掲げる事項

三 法第十七条第三項の規定により交付すべき書面 第一項第三号に掲げる事項

(削除)

二 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十条第三項に掲げる事項

三、五 (略)

六 貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等(債務者又は保証人をいう。第十九条第一項において同じ。)その他の者との交渉の経過の記録

七 (略)

2 第十一条第三項の規定は、貸金業者が法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。

3 貸金業者は、法第十九条の帳簿を作成するときは、当該帳簿を保存すべき営業所等ごとに次の各号に掲げる書面の写しを保存することをもち、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。

一 (略)

(新設)

二 法第十七条第三項の規定により交付すべき書面 第一項第二号に掲げる事項

三 貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面(第一項第五号に掲げる事項を記載したものに限り。)(第一項第五号に掲げる事項

四 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面 第一項第

一号に掲げる事項（当該書面に記載された一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係る部分に限る。）

五 貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第六号に掲げる事項を記載したものに限り。） 同号に掲げる事項

第十七条 貸金業者は、法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、極度方式基本契約を締結した場合には、当該極度方式基本契約及び当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約について、当該極度方式基本契約の解除の日又はこれらの契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 貸金業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

（帳簿の閲覧等請求権者）

第十七条の二 法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

（新設）

（新設）

第十七条 貸金業者は、法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも三年間保存しなければならない。

2 貸金業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

（新設）

- 一 債務者等又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

(帳簿の閲覧方法)

第十七条の三 貸金業者は、法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごとに備え置き、法第十九条の二に規定するときを除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(電話担保金融に係る契約についての書類の備付け)

第十七条の四 (略)

(特定公正証書の作成に係る説明事項)

第十八条 法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(新設)

(電話担保金融に係る契約についての書類の備付け)

第十七条の二 (略)

(委任状の記載事項)

第十八条 法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条第一項各号(第三号、第四号、第八号及び第九号を除く。)に掲げる事項
- 二 第十三条第一項第一号イ及び又に掲げる事項

(取立て行為の規制)

第十九条 法第二十一条第一項第一号(法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一条第二項(法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。)(の規定により、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。

三 保証人から取得する委任状(法第二十条に規定する委任状をいう。以下同じ。)(であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(取立て行為の規制)

第十九条 法第二十一条第一項第一号(法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項)(法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一条第二項(法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項)(法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の規定により、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。

3 法第二十一条第二項第八号（法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（三）（略）

4 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第十条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

四・五（略）

5 法第二十一条第三項（法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、書面を交付又は送付する方法とする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者の従業者であつ

3 法第二十一条第二項第八号（法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項（法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（三）（略）

4 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

（新設）

三・四（略）

5 法第二十一条第三項（法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項（法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、書面を交付又は送付する方法とする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てに

て、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業者の氏名を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十二条の四に規定する証明書の提示によることができる。

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ及びトに掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第十七条第二項各号に掲げる事項(同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ(売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。))並びに第二号八に掲げる事項を除く。

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。)

四 (略)

2・3 (略)

4 法第二十四条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面

ついで貸金業者その他の者から委託を受けた者の従業者であつて、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業者の氏名を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十三条の二に規定する証明書の提示によることができる。

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ及びトに掲げる事項を除く。)

(新設)

二 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項

三 (略)

2・3 (略)

(新設)

による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権を譲り受ける者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5| 貸金業者は、前項の規定により法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、債権を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6| 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、債権を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該債権を譲り受ける者に対し、法第二十四条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(譲り受けた債権についての生命保険契約の締結に係る制限)

第二十一条の二 法第二十四条第二項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十一条の三 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2| 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に定める事項とする。

3| 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号に掲げる事項とする。

4| 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（譲り受けた債権についての生命保険契約に係る同意前の書面の交付）

第二十一条の四 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三各号に掲げる事項とする。

（譲り受けた債権についての書面の交付）

第二十二条 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、

（新設）

（譲り受けた債権についての書面の交付）

第二十二条 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定

当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びヨ)金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。()に掲げる事項を除く。)とする。

(削る)

3| 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に掲げる事項とする。

(削る)

4| 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(債権譲渡後の受取証書の交付)

第二十三条 (略)

2| 法第二十四条第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3| 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4| 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第四項各号に掲げる事項とする。

5| 第十四条第三項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項の規定により書面を交付する場合について準用する。

6| 第十一条第三項及び第十四条第五項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(債権譲渡後の受取証書の交付)

第二十三条 (略)

(新設)

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、債権を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

(新設)

4| 法第二十四条第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、債権を譲り受けた者が、当該債権に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

(新設)

一| 法第二十四条第一項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨

二| 法第二十四条第二項において準用する法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三| 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

(新設)

5| 法第二十四条第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、債権を譲り受けた者が、当該債権に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一| 法第二十四条第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府

令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項
イ 第一条の二第一項第二号に定める方法のうち債権を譲り受けた者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

6 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(債権譲渡後の帳簿の備付け)

第二十三条の二 第十六条の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十三条の三 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、法第二十四条第二項において準用する法第十九条の帳簿を、譲り受けた債権に係る貸付けの契約ごとに、当該契約に定めら

(新設)

(新設)

(新設)

れた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものである場合には、当該債権に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権のうち譲り受けたものに係る当該契約に定められた最終の返済期日（これらの債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

（債権譲渡後の帳簿の閲覧方法）

第二十三条の四 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、法第二十四条第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごと（営業所等を有しない者にあつては、住所地又は居所地）に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときを除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

（債権譲渡後の帳簿の閲覧等請求権者）

第二十三条の五 法第二十四条第二項において準用する法第十九条の

（新設）

（新設）

二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十九条の二の債務者等（以下この条において単に「債務者等」という。）又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

（債権譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十四条 法第二十四条第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者の貸付けに係る契約に基づき債権を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

（債権譲渡後の委任状の記載事項）

第二十四条 法第二十四条第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号（第三号（貸付けの金額に限る。）、第四号、第八号及び第九号を除く。）に掲げる事項

二 第十三条第一項第一号イ及び又に掲げる事項

三 保証人から取得する委任状であるときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十五条 法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項

四 (略)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十二条第一項第一号ホ及びトに掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ)売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。(並びに第二号八に掲げる事項を除く。)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十五条 法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十二条第一項第一号ホ及びトに掲げる事項を除く。)

(新設)

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。）

四（略）

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3（略）

4 法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権の再譲渡を受ける者の承諾を得て、同条第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、債権を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 債権を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、債権の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た債権を譲り受けた者は、債権の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該債権の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定に

二 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

三（略）

2 前項の規定は、抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3（略）

（新設）

（新設）

（新設）

より通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。
ただし、当該債権の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保証業者に対する通知)

第二十六条の二 (略)

2| 法第二十四条の二第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証業者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3| 貸金業者は、前項の規定により法第二十四条の二第一項の規定に

より通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4| 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、保証業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証業者に対し、法第二十四条の二第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。
ただし、当該保証業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保証等に係る求償権等についての生命保険契約の締結に係る制

(保証業者に対する通知)

第二十六条の二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

限)

第二十六条の二の二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。

(新設)

(保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の二の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第

(新設)

十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に定める事項とする。

3| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号に掲げる事項とする。

4| 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の二の四 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三各号に掲げる事項とする。

(保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びヨ(金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

(削る)

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に掲げる事項とする。

(削る)

(新設)

(保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第四項各号に掲げる事項とする。

5 第十四条第三項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第二十七条第二項の規定により書面を交付する場合

4| 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等取得後の受取証書の交付)

第二十六条の四 (略)

2| 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、保証業者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4| 法第二十四条の二第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、保証業者が、保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三

について準用する。

6| 第十一条第三項及び第十四条第五項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等取得後の受取証書の交付)

第二十六条の四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

5 法第二十四条の二第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、保証業者が、保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項
イ 第一条の二第一項第一号に定める方法のうち保証業者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

6 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(新設)

(新設)

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の備付け)

第二十六条の四の二 第二十六条の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

(新設)

第二十六条の四の三 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の帳簿を、取得した保証等に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等のうち取得したものの最終の返済期日(これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日)のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

(新設)

2| 保証業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の四の四 保証業者は、法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごと(営業所等を有しない者にあつては、住所地又は居所地)に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときを除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(保証等に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧等請求権者)

第二十六条の四の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下この条において単に「債務者等」という。)又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条の二第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

(保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事

(新設)

(新設)

(保証等に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

項)

第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

項)

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)
第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十

第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項第一号から第三号(保証等に係る求償権等の額に限る。)までに掲げる事項

二 次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定があるときは、その内容

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び保証等に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

四 保証人から取得する委任状であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)
第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十

一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 (略)

(受託弁済者に対する通知)

第二十六条の七 (略)

2| 法第二十四条の三第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3| 貸金業者は、前項の規定により法第二十四条の三第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4| 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、受託弁済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該受託弁済者に対し、法第二十四条の三第一項の規

一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

(受託弁済者に対する通知)

第二十六条の七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受託弁済に係る求償権等についての生命保険契約の締結に係る制限)

第二十六条の七の二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。

(受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の七の三 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第一項各号(第一号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に依り、当該各号に定める事項とする。

2| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に定める事項とする。

3| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号に掲げる事項とする。

4| 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準

(新設)

(新設)

用する法第十六条の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の七の四 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の三各号に掲げる事項とする。

(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びロ(金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

(削る)

(新設)

(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

3| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に定める事項とする。

(削る)

4| 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証業者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等取得後の受取証書の交付)

第二十六条の九 (略)

2| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、受託弁済者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4| 法第二十四条の三第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第二号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないことと

4| 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第四項各号に掲げる事項とする。

5| 第十四条第三項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項の規定により書面を交付する場合について準用する。

6| 第十一条第三項及び第十四条第五項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等取得後の受取証書の交付)

第二十六条の九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

する。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨

二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

5| 法第二十四条の三第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項

(新設)

イ 第一条の二第一項第二号に定める方法のうち受託弁済者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

6] 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の備付け)

第二十六条の九の二 第十六条の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の九の三 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の帳簿を、取得した受託弁済に係る求償権等(以下「債権等」)に、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係

(新設)

(新設)

(新設)

る契約に係る受託弁済に係る求償権等のうち取得したものの最終の返済期日（これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならない。

2 受託弁済者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

（受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法）

第二十六条の九の四 受託弁済者は、法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等（こと）（営業所等を有しない者にあつては、住所地又は居所地）に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときを除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

（受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧等請求権者）

第二十六条の九の五 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の債務者等（以下この条において単に「債務者等」という。）又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

（新設）

（新設）

三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条の三第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

(受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができるとする。

(受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の十 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第一号から第三号(受託弁済に係る求償権等の額に限る。)(までに掲げる事項

二 次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 (略)

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第

四 保証人から取得する委任状であるときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

二項各号に掲げる事項（第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ（売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。）

五（略）

2・3（略）

4 法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証業者は、前項の規定により法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

6 前項の規定による承諾を得た保証業者は、保証等に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

四（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

（新設）

当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（譲り受けた保証等に係る求償権等についての生命保険契約の締結に係る制限）

第二十六条の十二の二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号に掲げる契約とする。

（新設）

（譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の十二の三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十二条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

（新設）

2| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に定める事項とする。

3| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号に掲げる事項とする。

4| 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十

四條の四第二項において準用する法第十六條の二第一項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六條の十二の四 法第二十四條の四第二項において準用する法第十六條の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二條の三各号に掲げる事項とする。

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六條の十三 法第二十四條の四第二項において準用する法第十七條第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四條の四第二項において準用する法第十七條第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びヨ(金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

(削る)

(新設)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六條の十三 法第二十四條の四第二項において準用する法第十七條第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四條の四第二項において準用する法第十七條第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四條第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 法第二十四條の四第二項において準用する法第十七條第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四條第二項各号に掲げる事項とする。

3| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に掲げる事項とする。

(削る)

4| 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の十四 (略)

2| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4| 法第二十四条の四第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に

4| 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第四項各号に掲げる事項とする。

5| 第十四条第三項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項の規定により書面を交付する場合について準用する。

6| 第十一条第三項及び第十四条第五項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(保証等に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の十四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨

二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べらるべき旨

5) 法第二十四条の四第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

(新設)

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項
イ 第一条の二第一項第二号に定める方法のうち保証等に係る求償権等を譲り受けた者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

6 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の備付け)

第二十六条の十四の二 第十六条の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは、「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは、「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

第二十六条の十四の三 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の帳簿を、譲り受けた保証等に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該求償権等の消滅した日)から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約

(新設)

(新設)

(新設)

に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等のうち譲り受けたものの最終の返済期日（これらの求償権等のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならぬ。

2) 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

（保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法）

第二十六条の十四の四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等（営業所等を有しない者にあつては、住所地又は居所地）に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときを除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

（保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧等請求権者）

第二十六条の十四の五 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の債務者等（以下この条において単に「債務者等」という。）又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、

（新設）

（新設）

補助人又は補助監督人

二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人

三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者

四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条の四第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

(保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項第一号から第三号(保証等に係る求償権等の額に限る。)までに掲げる事項

二 次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び保証等に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、そ

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

の旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

四 保証人から取得する委任状であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第二項第一号ホ、ト及びヨ）（売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十条の二三第三項第七号に掲げる事項を除く。）

五 (略)

2・3 (略)

4 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、同条第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(新設)

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

四 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

6 前項の規定による承諾を得た保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十二条第二項第一号ホ、ト及びヨ)売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。(並びに第二号八に掲げる事項を除く。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2・3 (略)

(新設)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

四 (略)

2・3 (略)

4 法第二十四条の五第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、受託弁済者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

(新設)

5 受託弁済者は、前項の規定により法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(新設)

6 前項の規定による承諾を得た受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての生命保険契約の締結に係る制限)

第二十六条の十八の二 法第二十四条の五第二項において準用する法

(新設)

第十二条の七に規定する内閣府令で定める契約は、第十条の十各号

に掲げる契約とする。

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十八の三 法第二十四条の五第二項において準用する法
第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第
十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付け
に係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第一項
第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第二項に
定める事項とする。

3| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第一項
第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各
号に掲げる事項とする。

4| 第十一条第四項、第十二条の二第四項並びに第十三条第四項及び
第六項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二
十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第一項の規定に
より交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた受託弁済に求償権等に係る生命保険契約に係る同意前
の書面の交付)

第二十六条の十八の四 法第二十四条の五第二項において準用する法
第十六条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第

(新設)

(新設)

十二条の三各号に掲げる事項とする。

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第二項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びヨ(金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

(削る)

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号に掲げる事項とする。

(削る)

4 第十一条第四項並びに第十三条第四項及び第六項の規定は、

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第二項各号に掲げる事項とする。

4 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十四条第四項各号に掲げる事項とする。

5 第十四条第三項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項の規定により書面を交付する場合について準用する。

6 第十一条第三項及び第十四条第五項の規定は、受託弁済に係

受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の二十 (略)

2| 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、第十五条第三項に定める書面とする。

3| 第十一条第四項及び第十五条第四項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が前項の書面を作成する場合について準用する。

4| 法第二十四条の五第二項において読み替えて準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨

二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三

る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)

第二十六条の二十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

5 法第二十四条の五第二項において読み替えて準用する法第十八条第四項に規定する内閣府令で定める手続は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、当該求償権等に係る貸付けの契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に対し、次に掲げる事項を通知し、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べないこととする。

一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十八条第四項の規定により同条第一項に規定する書面の交付又は同条第三項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて同項若しくは同条第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

二 その用いる電磁的方法の種類及び内容として、次に掲げる事項
イ 第一条の二第一項第二号に定める方法のうち受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が使用するもの

ロ ファイルへの記録の方式

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

6 第四項第三号及び前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

(新設)

(新設)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の備付け)

第二十六条の二十の二 第二十六条の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第十六条第一項第二号中「第二号から」とあるのは「第四号から」と、同項第三号中「締結したとき」とあるのは「締結されているとき、又は締結したとき」と読み替えるものとする。

(新設)

第二十六条の二十の三 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、

(新設)

法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の帳簿を、譲り受けた受託弁済に係る求償権等ごとに、当該求償権等の最終の返済期日(当該求償権等が弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、当該求償権等の消滅した日(から少なくとも十年間保存しなければならぬ。ただし、当該求償権等が極度方式貸付けに係る契約に係るものである場合には、当該求償権等に係る極度方式基本契約に基づき極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等のうち譲り受けたものの最終の返済期日(これらの求償権等すべてが弁済その他の事由により消滅したとき)にあつては、その消滅した日(のうち最後のものから少なくとも十年間保存しなければならぬ。)

2 | 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)

第二十六条の二十四の四 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の規定に基づき、同条の帳簿をその営業所等ごと(営業所等を有しない者にあつては、住所地又は居所地)に備え置き、同項において準用する法第十九条の二に規定するときを除くほか、その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧等請求権者)

第二十六条の二十五 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の債務者等(以下この条において単に「債務者等」という。)(又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人)
- 二 債務者等又は債務者等であつた者の相続人
- 三 債務者等若しくは債務者等であつた者のために又は債務者等若しくは債務者等であつた者に代わつて弁済をした者
- 四 債務者等若しくは債務者等であつた者又は前各号に掲げる者から法第二十四条の五第二項において準用する法第十九条の二の請求について代理権を付与された者

(新設)

(新設)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第一号から第三号(受託弁済に係る求償権等の額に限る。)(までに掲げる事項)

二 次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

四 保証人から取得する委任状であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 (略)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十二条第二項第一号ホ、ト及びヨ(売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、ヨに限る。)(並びに第二号ハに掲げる事項を除く。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

二条の二第三項第七号に掲げる事項を除く。）

五 (略)

2・3 (略)

4 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、同条第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

6 前項の規定による承諾を得た受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の

四 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。)が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所(当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、記載を要しない。)

二 (略)

三 法第十七条第一項第三号から第七号まで及び第九号に掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びワ(手形の割引、売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。))に掲げる事項を除き、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。この場合において、第十三条第一項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項(第十三条第二項第一号イ、

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の二 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び住所

二 (略)

三 法第十七条第一項第三号から第七号まで及び第九号に掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。)
この場合において、第十三条第一項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

(新設)

ホ、ト、ワ及びヨ（手形の割引にあつてはイに限り、売渡担保及び金銭の貸借の媒介にあつてはイ及びヨに限る。）並びに第二号八に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十三条第二項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

五 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第二項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第十二条の二第三項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十二条の二第三項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ（略）

六（略）

2・3（略）

4 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権を譲り受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを提供しよつとすることは、あらかじめ、債権を譲り受ける者に対し、その

四 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる

事項

イ（略）

ロ 法第十七条第二項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第十四条第二項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十四条第二項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ（略）

五（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、債権を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該債権を譲り受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の三 削除

(新設)

(債権譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の三 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日
- 三 譲り受けた債権の額
- 四 法第十七条第一項第五号から第七号までに掲げる事項
- 五 第十三条第一項第一号又に掲げる事項
- 六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並

びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る区分に依り、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワに掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

(新設)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に依り、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワ(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)(に掲げる事項を除く。))。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ 当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。)(に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。)

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ (略)

イ (略)

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。)

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。)

ホ (略)

ホ (略)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第二十六条の二十三の五 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所(極度方式

一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。）

二・三（略）

四 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第六号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

五 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワ（金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）（この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

六 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

七 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号八中「貸

二・三（略）

四 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

五 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

（新設）

（新設）

「金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

八 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(第三号及び第七号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

九 (略)

2 (略)

3 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権の再譲渡を受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場

六 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

七 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

(新設)

合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5| 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、債権の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

6| 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、債権の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該債権の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該債権の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保証業者に対する通知)

第二十六条の二十三の六 (略)

2| 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証業者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第一項の規定により通知すべき

(新設)

(新設)

(保証業者に対する通知)

第二十六条の二十三の六 (略)

(新設)

ものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3| 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第二項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4| 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、保証業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証業者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第二項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二三の七 削除

(新設)

(新設)

(保証等に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の二三の七 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
- 三 保証等に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

- イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式
- ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数
- ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- ニ 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の八 保証業者が保証等に係る求償権等取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ 二（略）

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の八 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 二（略）

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

ハ 第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。)(に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワに掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

(新設)

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第一項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項

事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（受託弁済者に対する通知）

第二十六条の二十三の九（略）

2| 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業を営む者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3| 貸金業を営む者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4| 前項の規定による承諾を得た貸金業を営む者は、受託弁済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（受託弁済者に対する通知）

第二十六条の二十三の九（略）

（新設）

（新設）

（新設）

(受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の第三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
- 三 受託弁済に係る求償権等の額
- 四 次に掲げる事項
 - イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式
 - ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数
 - ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
 - ニ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)
 - ヘ 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワ(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十一 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワに掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

(新設)

四 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸

付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第

一号イ、ホ、ワ及びヨ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及び

ヨに限る。）に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第

一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事

項

ハ 第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げ

る貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる

事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」

とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二三の十二 保証業者が保証等に係る求償権等を他人

に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第

二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げ

る事項とする。

一（略）

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十七条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約

の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項

を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあ

るのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二三の十二 法第二十四条の六において準用する法第

二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げ

る事項とする。

一（略）

二 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。）

三・四（略）

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワ（金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げ

二 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

三・四（略）

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

（新設）

（新設）

る貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ）金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。（）に掲げる事項を除く。（）の場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。（）の場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

十（略）

2（略）

3 保証業者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 保証業者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

事項

イ（略）

ロ 法第十七条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。（）の場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

八（略）

2（略）

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（新設）

二十四条の四第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5| 保証業者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものを提供しよ
うとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6| 前項の規定による承諾を得た保証業者は、保証等に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の十三 削除

(新設)

(新設)

(保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十三 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸

付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 保証等に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十四 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定す

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三

項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワ(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ 当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

ハ 第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。)(に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

る内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワに掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

(新設)

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所(極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。)

三・四 (略)

イ (略)

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

三・四 (略)

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

六 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ）（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ（略）

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

（新設）

（新設）

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる

事項

イ（略）

- ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
- ハ 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
- ニ 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- ホ (略)
- 十一 (略)
- 2 (略)
- 3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。
- 4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。
- 5 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定によ

- ロ 法第十七条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項
- ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
- ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- ホ (略)
- 八 (略)
- 2 (略)
- 3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。
- (新設)
- (新設)

り通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

6 前項の規定による承諾を得た保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所(極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、当該受託弁済に係

(新設)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。)

三・四 (略)

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項(極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト及びワ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)(に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。)(に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三・四 (略)

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

(新設)

(新設)

とする。

- 九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項
イ (略)
ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

八 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
二 第十二条の二第三項各号に掲げる事項(同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)
十 (略)

- 2 (略)
3 受託弁済者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

- 4 受託弁済者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。(この場合において、受託弁済者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

- 七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項
イ (略)
ロ 法第十七条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項

八 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
二 第十四条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)
八 (略)

- 2 (略)
3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

(新設)

5| 受託弁済者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6| 前項の規定による承諾を得た受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対し、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十六条の二十三の十七 削除

(新設)

(新設)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十七 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに

係る契約の契約年月日

三 受託弁済に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に關する定めがあるときは、その内容

五 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ 当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

ハ 第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。)(に掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事

項

イ 二 (略)

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワに掲げる事項を除く。)(この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

(新設)

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

八 第十二条の二第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十九 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所の記載を要しない。）

三・四（略）

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

八 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十九 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

三・四（略）

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト及びワ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イに限る。)に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨ)(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びヨに限る。)(に掲げる事項を除く。)(。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

- イ (略)
- ロ 法第十六条の二第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

八 第十二条の二第一項各号(第二号及び第三号を除く。)(に掲げ

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。)(。この場合において、同項第一号八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

(新設)

(新設)

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

- イ (略)
- ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

八 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契

る貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十二条の二第三項各号に掲げる事項（同項第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

十（略）

2（略）

3 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が行う法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者の承諾を得て、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

5 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定により法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得な

約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

八（略）

2（略）

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（新設）

（新設）

ければならない。

6 前項の規定による承諾を得た受託弁済に係る求償権等を譲り受け
た者は、受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者から書面又は
電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつ
たときは、当該受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対し、
法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定
により通知すべきものの提供を電磁的方法によつてしてはならな
い。ただし、当該受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者が再
び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(貸金業者との密接な関係)

第二十六条の二十四 令第三条の七第四号の内閣府令で定める要件
は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条にお
いて同じ。)の名義をもつて所有している当該貸金業者の株式等に
係る議決権の合計が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の
五十を超えていること。

イ (略)

ロ イに掲げる者が法人(法人でない社団又は財団を含む。)であ
る場合におけるその役員(当該法人が株式会社である場合に
つてはその取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、
その職務を行うべき社員を含む。)、監査役及び執行役、当該法
人が民法第三十四条の規定により設立された法人である場合に

(新設)

(貸金業者との密接な関係)

第二十六条の二十四 令第三条の二第四号の内閣府令で定める要件
は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条にお
いて同じ。)の名義をもつて所有している当該貸金業者の株式等に
係る議決権の合計が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の
五十を超えていること。

イ (略)

ロ イに掲げる者が法人(法人でない社団又は財団を含む。)であ
る場合におけるその役員(当該法人が株式会社である場合に
つてはその取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、
その職務を行うべき社員を含む。)、監査役及び執行役、当該法
人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に

あつてはその理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつてはその代表者、管理人又は業務を執行する社員をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（法人（法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条において同じ。）

ハート（略）

二（略）

2 令第三条の七第五号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一・二（略）

（開始等の届出）

第二十六条の二十五 法第二十四条の六の二第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第六条第一項第一号、第四号から第七号まで又は第十三号に該当することとなつた場合

二 貸金業者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合におけるその法定代理人（第二十六条の二十七第一号において「法定代理人」という。）、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号又は第四号から第七号までに該当することとなつた事実を知つた場合

より設立された法人である場合にあつてはその理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつてはその代表者、管理人又は業務を執行する社員をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（法人（法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条において同じ。）

ハート（略）

二（略）

2 令第三条の二第五号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一・二（略）

（貸金業務取扱主任者の選任）

第二十六条の二十五 貸金業者は、法第二十四条の七第一項の規定により貸金業務取扱主任者を選任するときは、既に他の営業所の貸金業務取扱主任者として選任している者を選任することができない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店に係る貸金業務取扱主任者の選任にあつては、この限りでない。

三 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合（法令の規定により法第二十四条の規定を適用しないこととされる場合を除く。）

四 役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があつたことを知つた場合

五 特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常条件とすることとなつた場合

六 第三者に貸金業の業務の委託を行つた場合又は当該業務の委託を行わなくなつた場合

七 貸金業協会に加入又は脱退した場合

2 貸金業者は、法第二十四条の六の二各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（届出書に記載すべき事項）

第二十六条の二十六 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第二十四条の六の二第一号に該当する場合 開始の年月日、休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由

二 前条第一項第一号又は第二号に該当する場合 次に掲げる事項

（貸金業務取扱主任者研修の受講）

第二十六条の二十六 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、利息制限法、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項

二 貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、前号に

イ 該当することとなった者の氏名

ロ 当該者が法第六条第一項第一号に該当することとなった場合に
あつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月
日

ハ 当該者が法第六条第一項第四号に該当することとなった場合に
あつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ニ 当該者が法第六条第一項第五号に該当することとなった場合に
あつては、次に掲げる事項

(1) 違反した法令の規定

(2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

ホ 当該者が法第六条第一項第六号に該当することとなった場合に
あつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に該当した年月日

ヘ 当該者が法第六条第一項第七号に該当することとなった場合に
あつては、次に掲げる事項

(1) 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及
び通知の内容

(2) 行政手続法第十五条の規定による通知を受けた理由

(3) 廃業の届出、解任の命令又は退任の年月日

ト 法第六条第一項第十三号に該当することとなった場合にあつ
ては、次に掲げる事項

(1) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する

要件を欠くこととなつた営業所又は事務所の名称

規定する法令の規定を遵守させ、その業務を適正に実施するため
の管理体制の整備に関する事項

2| 都道府県知事(法第二十四条の七第十項の規定により、都道府県
知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関
する事務を行わせる場合にあつては、当該者)は、貸金業務取扱主
任者研修を受講した者にはその旨を証する書面を、その者に貸金業
務取扱主任者研修を受けさせた貸金業者にはその書面の写しを交付
するものとする。

3| 前項の書面には、当該書面ごとに番号を付すとともに、次に掲げ
る事項を記載しなければならない。

一 貸金業務取扱主任者研修を受講した者の氏名及び生年月日

二 貸金業務取扱主任者研修を受講した年月日

三 貸金業務取扱主任者研修を実施した者の名称

4| 法第二十四条の七第六項に規定する内閣府令で定める期間は、三
年間とする。

5| 貸金業者は、法第二十四条の七第八項の規定により届出をしよう
とするときは、別紙様式第七号の二により作成した研修受講届出書
に、第二項の書面の写し一通を添付して、その登録を受けた財務局
長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければなら
ない。

- (2) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた年月日
 - (3) 貸金業務取扱主任者の選任が法第十二条の三に規定する要件を欠くこととなつた理由
- 三 前条第一項第三号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所
 - ロ 譲渡年月日
 - ハ 譲渡した貸付けに係る契約に基づく債権の元本の金額
 - 四 前条第一項第四号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 当該行為が発生した営業所又は事務所の名称
 - ロ 当該行為を行つた役員又は使用人の氏名又は名称及び役職名
 - ハ 当該行為の概要
 - 五 前条第一項第五号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 保証契約の締結を通常条件とすることとなつた年月日
 - ロ 保証業者の商号、名称又は氏名及び住所
 - 六 前条第一項第六号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 業務の委託を行つた又は行わなくなつた年月日
 - ロ 業務の委託の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
 - ハ 委託を行つた又は委託を行わなくなつた業務の内容
 - 七 前条第一項第七号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した年月日

(届出書に添付すべき書類)

(指定の申請)

第二十六条の二十七 法第二十四条の六の二の規定により届出を行う貸金業者は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二十六条の二十五第一項第一号又は第二号に該当する場合に次に掲げる書類

イ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号に該当することとなつた場合に於ては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ 貸金業者、法定代理人、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第四号又は第五号に該当することとなつた場合に於ては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

二 第二十六条の二十五第一項第三号に該当する場合 債権譲渡に係る契約書の写し

三 第二十六条の二十五第一項第五号に該当する場合 貸金業者と保証業者との間の資本関係、人的関係及び取引関係を記載した書面

四 第二十六条の二十五第一項第六号に該当する場合 業務委託に係る契約を締結した場合は当該契約書の写し

五 第二十六条の二十五第一項第七号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した事実が確認できる書面の写し

第二十六条の二十七 法第二十四条の七第十項の指定を受けようとする者は、別紙様式第七号の三により作成した指定申請書に、その者が行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(公告の方法)

第二十六条の二十八 法第二十四条の六の六第一項の規定による所在不明者の公告又は法第二十四条の六の八の規定による監督処分公告は、金融庁長官の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、官報により、都道府県知事の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、当該都道府県の公報によるものとする。

(事業報告書の様式等)

第二十六条の二十九 法第二十四条の六の九の規定による事業報告書は、別紙様式第八号により作成しなければならない。

2| 前項の事業報告書を提出しようとするときは、事業報告書に、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の副本一部を添付して管轄財務局長に、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の当該都道府県知事が定める部数の副本を添付して当該都道府県知事に提出しなければならない。

3| 第一項の事業報告書には、次に掲げる参考書類を、金融庁長官の

(指定の基準)

第二十六条の二十八 法第二十四条の七第十項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人その他の営利を目的としない団体であること。

二 第二十六条の三十の規定により指定を取り消されたことのある団体である場合にあつては、その取消の日から五年を経過してゐること。

三 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者であること。

四 行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の内容が適切であるものと認められること。

(変更の届出)

第二十六条の二十九 法第二十四条の七第十項の指定を受けた者は、第二十六条の二十七の規定により提出した指定申請書及び貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

登録を受けた貸金業者にあつては各一部、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては当該都道府県知事が定める部数添付するものとする。

一 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 最終事業年度に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面

ロ 最終事業年度に係る損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面

ハ 最終事業年度に係る株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（若しくは社員資本等変動計算書）（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面

二 個人である場合においては、最終事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。）に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調査

（協会設立の認可申請書の添付書類）

第二十六条の三十 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書、役員の住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書類及び役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類とする。

（割合の算定）

（指定の取消し）

第二十六条の三十 金融庁長官は、法第二十四条の七第十項の指定を受けた者が第二十六条の二十八各号（第二号を除く。）のいずれかに適合しなくなつた場合又は前条の規定による届出をしなかつた場合には、その指定を取り消すことができる。

（貸金業務取扱主任者研修の実施結果の報告）

第二十六条の三十一 令第四条に規定する割合の算定は、当該割合の算定を行うとする日における貸金業協会の協会員である貸金業者の数を直近に金融庁長官により公表されたすべての貸金業者の数で除して行うものとする。

2| 金融庁長官は、毎月末日におけるすべての貸金業者の数を調査集計し、その集計結果を可能な限り速やかに公表しなければならない。

第二十六条の三十一 都道府県知事（法第二十四条の七第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者（以下この条において「指定を受けた者」という。））は、貸金業務取扱主任者研修を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、金融庁長官（指定を受けた者が実施したときは、金融庁長官及びその者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行させた都道府県知事）に提出しなければならない。

一 実施年月日

二 実施場所

三 受講者数

四 第二十六条の二十六第二項の規定により交付する書面の交付年月日

五 前各号に掲げるもののほか、指定を受けた者にあつては、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行させた都道府県知事が定める事項

2| 前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日及び第二十六条の二十六第二項の規定により交付する書面の番号を記載した受講者一覧表を添付しなければならない。

3| 前項の受講者一覧表に記載される事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの添付をもつて前項の受講者一覧表の添付に代える

(貸金業協会の金融庁長官等に対する協力)

第二十七条 金融庁長官若しくは財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事は、次に掲げる事項に係る事務の一部について、貸金業協会に協力させることができる。

- 一 法第四条第一項の規定による登録の申請、法第八条第一項、第二十条第一項又は第二十四条の六の二の規定による届出及び法第二十四条の六の九の規定による事業報告書の提出
- 二 法第二十四条の六の十第一項の規定による報告又は資料の提出

第二十八条 削除

第三十条 削除

ことができる。

(貸金業協会の金融庁長官等に対する協力)

第二十七条 金融庁長官若しくは財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事は、次に掲げる事項に係る事務の一部について、貸金業協会に協力させることができる。

- 一 法第四条第一項の規定による登録の申請及び法第八条第一項又は法第十条第一項の規定による届出
- 二 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収

(公告の方法)

第二十八条 法第三十八条第一項の規定による所在不明者の公告又は法第四十一条の規定による監督処分公告は、金融庁長官の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、官報により、都道府県知事の登録を受けた貸金業者に係る場合にあつては、当該都道府県の公報によるものとする。

(事業報告書の様式等)

第三十条 法第四十一条の二の規定による事業報告書は、別紙様式第八号により作成しなければならない。

2| 前項の事業報告書を提出しようとするときは、事業報告書に、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の副

本一部を添付して管轄財務局長に、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては、当該事業報告書の当該都道府県知事が定める部数の副本を添付して当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 第一項の事業報告書には、次に掲げる参考書類を、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては各二部、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては当該都道府県知事が定める部数添付するものとする。

- 一 貸借対照表（関連する注記を含む。）
- 二 損益計算書（関連する注記を含む。）
- 三 株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（若しくは社員資本等変動計算書）（関連する注記を含む。）（又はこれに代わる書面に掲げる書類）
- 四 令第四条に規定する密接な関係を有する貸金業者に係る前三号

4 令第四条に規定する密接な関係を有する貸金業者（以下この項において「関係貸金業者」という。）がある貸金業者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該関係貸金業者に係る前項第四号に規定する書類を添付することを要しない。

- 一 その事業年度の末日において、当該関係貸金業者の法第四十一条の二に規定する貸付けに係る残高（以下この号において「貸付けに係る残高」という。）が、当該貸金業者の貸付けに係る残高を上回る場合

二 当該関係貸金業者が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の直接又は間接の保有（以下この号におい

